



鈴木龍介[編著] 稲垣裕行・吉田聡[著]
『外国会社のためのインバウンド法務
—事業拠点開設・不動産取引—』

【評者】山北英仁

司法書士が本格的に渉外業務を取り扱い始めたのは、渉外司法書士協会の前身である「法律英語実務研究会」が発足した1987年頃からである。

その頃、外国会社のためのインバウンド法務（当時はこの言葉は使われておらず、外為法上の「対内直接投資」又は「渉外法務」という言葉が使われていた。）は、いわゆる渉外弁護士と称する弁護士事務所が外国会社の英文議事録等を作成し、商業登記業務も取り扱っていた。当時、外国製薬会社の法務部長をされており、現在、渉外司法書士協会の顧問である石田佳治氏がよく言われていたことであるが「司法書士さん、外国会社の商業登記手続は司法書士の仕事でしょう。英文議事録作成も司法書士の仕事でしょう。であれば、法律英語の勉強をしましょうよ。」と励ましてくださり、「法律英語実務研究会」が発足したものである。発足当時は16、7名であったが、現在では250名を越す会員数になっている。

編者や著者はこの渉外司法書士協会のもとで、協会が主催する研修会等に参加されたり、時には講師になったりして、渉外業務について研鑽されたものである。

第1章はインバウンド法務の基礎知識として、各国の会社登記制度の説明と会社資格証明に関するサンプルをふんだんに掲載し、また、実務家らしく本人確認に関して、犯罪収益移転防止法と司法書士法での職責としての本人確認の方法が説明されている。

第2章では、ビークルの設立・運営の実態として、日本の会社の種類分けによる設立手続並

びにその周辺業務を豊富な書式とともに解説を試みている。

会社設立関連に関しては、ジェトロ（日本貿易振興機構）から「Setting up Business in Japan」が日英文で出版され、依頼者である外国会社に対して日本への投資の際の法的手続を説明するにはバイブル的な存在であったが、現在は英文でのみジェトロのウェブサイトに掲載されている。また、亀田哲氏の「外国会社と登記」は商業登記手続に関してのバイブルであった。

本書は、司法書士が司法書士の目線で、実務に即した分かりやすい解説を試みる一方、多くの書式を掲載したものであり実務家は、是非、手元においておきたい一冊である。

第3章の不動産取引の実務においても、現場に携わっている司法書士の目線が光っており、単なる登記手続に終わらず、外国会社の日本の不動産取引に関し、一連の流れを説明し、特に、英文不動産売買契約書の各条文について丁寧に説明を加えているのは類書がないものと思う。収入印紙について、売買契約が海外で行われたときは、印紙税法の適用外であるから契約書に貼付不要である旨の記述は、実務をしていなければ気づかない視点である。

また、司法書士としての観点から登記添付書面である登記原因証明情報、Affidavit（宣誓供述書）、登記委任状、抵当権設定契約書等に関しては日英文の書式をふんだんに提供されているので司法書士のみならず不動産関係に携わる者には格好の実務書となるものと期待している。

（株）商事法務 定価：本体3,000円＋税）

（評者は司法書士／渉外司法書士協会会長）